

県立芸術大学施設整備ビジョン検討会座長・事務局長 殿

20101027

奥村昭雄

県立芸術大学施設整備ビジョン検討会・部会も次で8回目を迎えることになり、この時点で会の有り様、問題点を反省、再考する必要があると思われますので、下記の質問に関し、次回部会の前までに返事をして下さい。

- ① 検討会の大学側、法人側、県側、外部者全員の立場・在職任期期間等を正確に教えてください。
- ② 今までの会としての判断事項を列記し、各委員の賛否等の意見内容をまとめてください。
 - 1-1. 「異議なし」として判断された事項について
 - 1-2. 「了承されました」として判断された事項について
 - 1-3. その他について
- ③ 別紙の県の資料をこちらから行政開示で請求しましたが、時間がかかるとのことです。大学の控えを次回部会に出して下さい。
- ④ 音楽学部の各棟に関し、これまで40数年間されてきた補修工事・改修工事の内訳、全てを示して下さい。
- ⑤ 10月1日の部会の議事録をチェックするようにとのことですが、これも含めて、これまで行われてきた7回の会議の録音データを全て下さい。

以上

決定期間延長通知書

22建総第2196号
平成22年10月21日

近藤高史様

愛知県知事 神田真秋 印



平成22年10月7日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	県立芸術大学改修基本調査発注、改修基本計画発注、施設整備立地調査発注他の関係資料一式 仕様書、各社の提案書、評価結果、契約内容他 県立芸術大学音楽学部校舎基本設計発注の関係資料一式 仕様書、各社の技術提案書、評価結果、契約内容他 県立芸術大学音楽学部校舎実施設計発注の関係資料一式 仕様書、各社の技術提案書、評価結果、契約内容他
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	平成 22年 10月 7日から 平成 22年 10月 21日まで
延長後の決定期間	平成 22年 10月 7日から 平成 22年 11月 19日まで
延長の理由	・開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記載されており、当該第三者に意見書を提出する機会を付与する必要があるため ・開示請求に係る行政文書の種類又は量が多く、短期間に行政文書を探索し、決定することが困難であるため
担当課等	建設部建設総務課契約グループ 電話 052-961-2111 内線 2635 建設部建築担当局公共建築課業務計画グループ 電話 052-961-2111 内線 2851

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。